別表六㈢の記載要領第１号⑴を次のように改める。

⑴　租税特別措置法第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人が対象年度（同項に規定する対象年度をいう。⑵において同じ。）に該当する事業年度において同項に規定する特定税額控除規定の適用を受ける場合（当該法人が同法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同法第42条の４の２第２項（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）において準用する場合を含む。）の通算法人である場合には、同法第42条の13第７項第３号に規定する他の通算法人（同条第５項に規定する法人に該当するものに限る。）が同法第42条の４第８項第２号（同法第42条の４の２第２項において準用する場合を含む。）に規定する他の事業年度において通算特定税額控除規定（同法第42条の13第１項第１号又は第４号に掲げる規定をいう。）の適用を受ける場合を含む。）

別表六㈢の記載要領第１号⑵を同号⑶とし、同号⑴の次に次のように加える。

⑵　所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（⑵において「令和８年旧措置法」という。）第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人が対象年度に該当する事業年度において同項に規定する特定税額控除規定の適用を受ける場合（当該法人が令和８年旧措置法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第18項において準用する場合を含む。）の通算法人である場合には、租税特別措置法第42条の13第７項第３号に規定する他の通算法人（令和８年旧措置法第42条の13第５項に規定する法人に該当するものに限る。）が令和８年旧措置法第42条の４第８項第２号（同条第18項において準用する場合を含む。）に規定する他の事業年度において通算特定税額控除規定（令和８年旧措置法第42条の13第１項第１号又は第３号に掲げる規定をいう。）の適用を受ける場合を含む。）

別表六㈢の記載要領第１号に次のように加える。

⑷　青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の７第２項（特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合

別表六㈢の記載要領第六号中「「継続雇用者に対する給与等の支給額　⑱」」を「「継続雇用者に対する給与等の支給額　⑳」」に、「第42条の12の５第５項第４号」を「第42条の12の５第４項第５号」に改め、同号を同第九号とし、同第五号⑴中「「事業年度等　⑰」」を「「事業年度等　⑲」」に、「「⑰」から「㉓」」を「「⑲」から「㉕」」に改め、同号⑵中「「事業年度等　⑰」」を「「事業年度等　⑲」」に、「「⑱」から「㉓」」を「「⑳」から「㉕」」に改め、同号⑶中「「事業年度等　⑰」」を「「事業年度等　⑲」」に、「「⑰」から「㉓」」を「「⑲」から「㉕」」に、「「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額　㉓又は㉑×㉒」」を「「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額　㉕又は㉓×㉔」」に、「「差引　⑱－⑲＋⑳　㉑」」を「「差引　⑳－㉑＋㉒　㉓」」に、「第27条の12の５第７項第２号ロ」を「第27条の12の５第５項第２号ロ」に改め、同号を同第八号とし、同第四号中「「前事業年度の基準所得等金額の合計額　((前事業年度の月数調整前の⑭の合計)（マイナスの場合は０）　⑮」」を「「前事業年度の基準所得等金額の合計額　((前事業年度の月数調整前の⑯の合計)（マイナスの場合は０）　⑰」」に、「別表六(七)「14」」を「別表六(七)「16」」に、「⑭」を「⑯」に改め、同号を同第七号とし、同第三号中「「当期の基準所得等金額　((別表四「52の①」－「37の①」－「38の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」)＋(別表四付表「９の①」)＋(別表七の二「５」－「11」))×当期の月数／（マイナスの場合は０）　⑭」」を「「当期の基準所得等金額　((別表四「52の①」－「37の①」－「38の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」)＋(別表四付表「９の①」)＋(別表七の二「５」－「11」))×当期の月数／（マイナスの場合は０）」」に、「⑯　に改め、「特別償却又は」を削り、「）又は」を「）、第27条の12の７第６項第１号（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）又は」に改め、同号を同第六号とし、同」」

第二号中「第42条の12の６第14項」の次に「、第42条の12の７第８項」を加え、同号を同第五号とし、同第一号の次に次の二号を加える。